

★ 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十八号）（医療介護人材課）

一 改正の要旨

保健師助産師看護師法施行規則の一部が改正されたことに鑑み、准看護師免許証に旧姓の併記を可能とするため、様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和元年五月二十三日